

介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充について

介護福祉士等修学資金貸付制度 の拡充について

介護福祉士等修学資金の拡充について

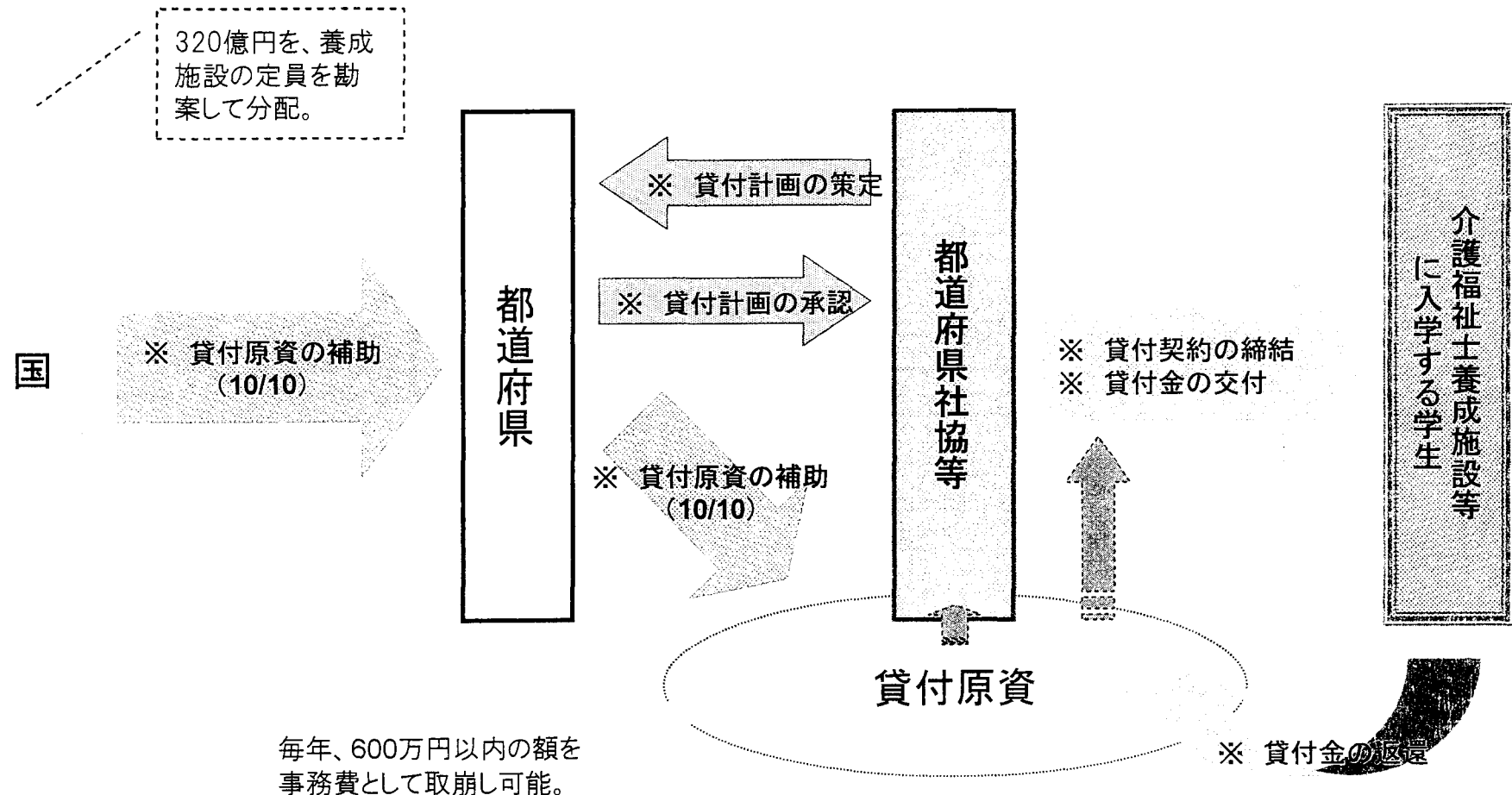
- 介護福祉士養成施設等に著しい定員割れが生じている現状を踏まえ、若い人材の福祉・介護分野への参入を促進する観点から、介護福祉士・社会福祉士養成施設の入学者に対し修学資金の貸付けを行う「介護福祉士等修学資金貸付制度」について、貸付原資等の補助及び貸付条件の緩和を行う。

	第2次補正予算による対応	現行制度
予算額(案)	320億円(※)	セーフティネット事業費補助金の195億円の内数
補助率	10/10(セーフティネット事業費補助金)	1/2(セーフティネット事業費補助金)
実施主体	都道府県が適当と認める団体(都道府県社協等)	都道府県
貸付対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護福祉士養成施設(1年課程) ・ 介護福祉士養成施設(2年以上課程) ・ 社会福祉士一般養成施設(1年以上課程) ・ 社会福祉士短期養成施設(6月以上課程) のいずれかに入学する者 ※学年当たり6,000人程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護福祉士養成施設(1年課程) ・ 介護福祉士養成施設(2年以上課程) ・ 社会福祉士一般養成施設(1年以上課程) ・ 社会福祉士短期養成施設(6月以上課程) のいずれかに入学する者
貸付限度額	① 月額5万円 ② 入学準備金20万円(初回に限る。) ③ 就職準備金20万円(最終回に限る。)	月額3.6万円
返還方法	都道府県が設定する期間内に、都道府県が設定する金額を返還	貸付を受けた期間に相当する期間内に、毎月3.6万円を返還
返還免除	① 養成施設等の卒業の日から1年(国家試験に不合格となった場合等には3年)以内に、 ② 貸付を受けた都道府県の区域内において ③ 受験資格の対象となる介護又は相談援助の業務に従事し、 ④ 以後5年間当該業務に従事すること	① 養成施設等の卒業の日から1年以内に、 ② 貸付を受けた都道府県の区域内において ③ 介護福祉士の場合には受験資格の対象となる介護等の業務に、社会福祉士の場合には受験資格の対象となる相談援助の業務に従事し、 ④ 以後7年間当該業務に従事すること
貸付事務費	交付された資金の中から年間600万円以内の範囲で取崩し可能	なし

※ 3年分に相当する規模の貸付に係る原資を交付。

平成20年度第2次補正予算による介護福祉士等修学資金の補助スキーム

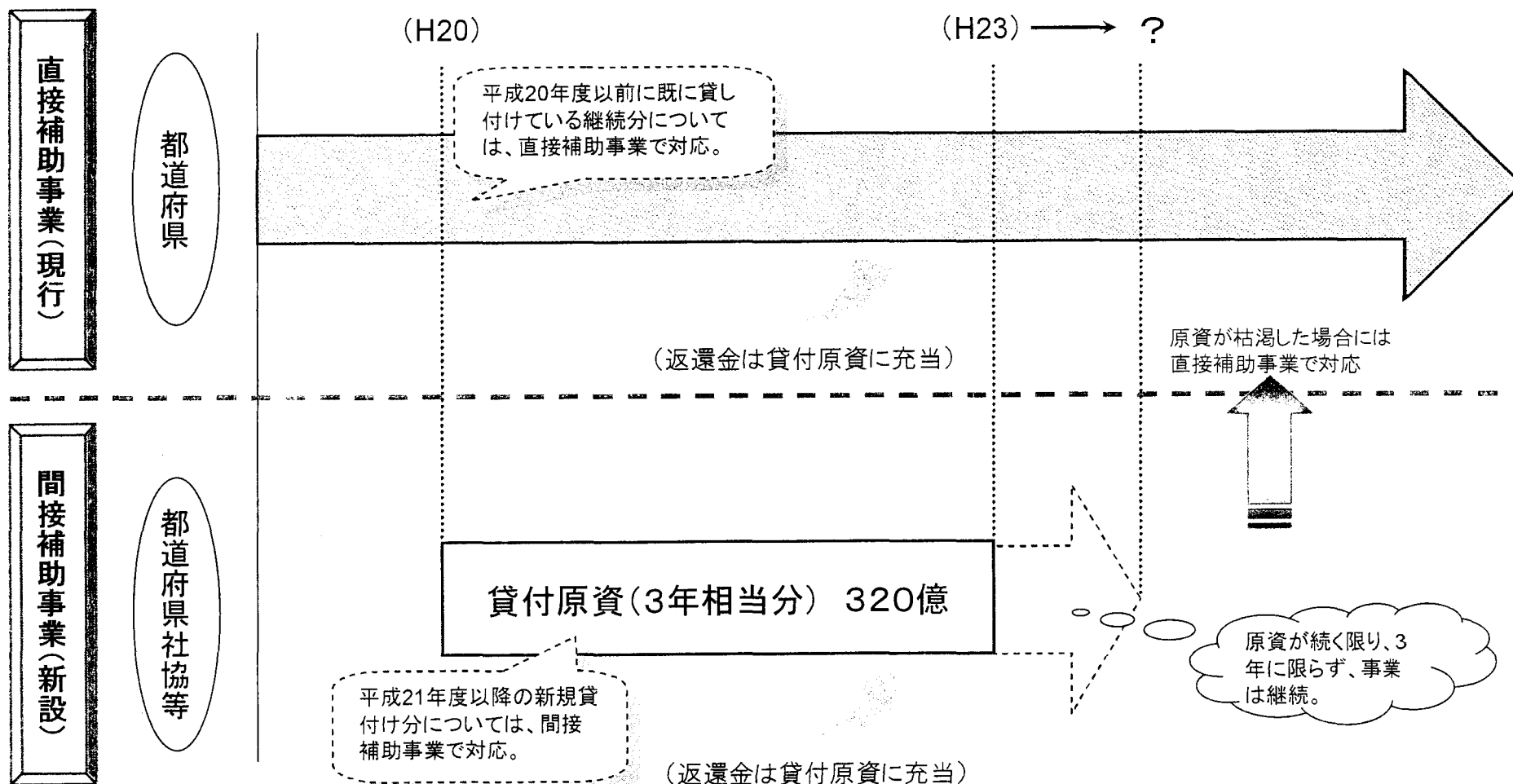
○ 平成20年度第2次補正予算による介護福祉士等修学資金貸付制度は、都道府県社協等が行う介護福祉士等修学資金貸付事業に対して都道府県が補助する事業について、国が10/10で補助を行う仕組み(間接補助事業)とすることとしている。



現行の都道府県が実施する修学資金貸付事業との関係について

- 都道府県が行う現行の介護福祉士等修学資金貸付事業(直接補助事業)は引き続き継続しつつ、今回、都道府県社協等が行う間接補助事業を新たに創設し、当面、現行の直接補助事業と間接補助事業を併存させることとする。

なお、将来、間接補助事業が完了した場合には、現行の直接補助事業で対応する。



貸付計画のイメージ

【貸付計画に盛り込むべき内容】

- 各養成施設への配分枠の考え方
- 平成25年度までの貸付見込額及び返還見込額
- 債権管理の方法

H21入学生の2年生分 + H22入学生の1年生 + 2年生分

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
①貸付原資	○千円	○千円	○千円	○千円
②貸付見込額	0	8,000千円	16,000千円	16,000千円
③貸付決定総額	0	16,000千円	24,000千円	24,000千円
④貸付事務費	○千円	○千円	○千円	○千円
⑤返還見込額	0	0	0	0
⑥翌年度繰越額 (①-②-④+⑤)	○千円	○千円	○千円	○千円

	修業年限	学年	貸付人数	1人当たり年間貸付額	貸付見込額	貸付決定総額
A養成施設	2年	1年	5人	80万円	400万円	400万円
		2年		80万円	0万円	400万円
B養成施設	2年	1年	5人	80万円	400万円	400万円
		2年		80万円	0万円	400万円
合計			10人		800万円	1,600万円

貸付決定総額が、翌年度繰越額を上回る場合には新規貸付を停止。

各都道府県への配分方法(案)

○ 今回の介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充に係る予算額は320億円であるが、これを平成20年4月1日時点における各都道府県ごとの社会福祉士養成施設・介護福祉士養成施設に係る学年総定員の分布割合に応じて配分することとする。

	社会福祉士養成施設 【単位:人】	介護福祉士養成施設 【単位:人】	各県合計 【単位:人】	全体に占める割合 【単位:%】
北海道	1,240	3,568	4,808	6.430%
青森県	0	785	785	1.051%
岩手県	0	664	664	0.889%
宮城県	0	2,400	2,400	3.212%
秋田県	0	420	420	0.562%
山形県	0	195	195	0.261%
福島県	0	671	671	0.898%
茨城県	0	1,060	1,060	1.419%
栃木県	0	1,275	1,275	1.706%
群馬県	400	1,480	1,880	2.516%
埼玉県	80	1,980	2,060	2.757%
千葉県	440	2,225	2,665	3.566%
東京都	4,834	5,653	10,487	14.034%
神奈川県	2,140	1,600	3,740	5.005%
新潟県	670	1,570	2,240	2.998%
山梨県	0	400	400	0.535%

	社会福祉士養成施設 【単位:人】	介護福祉士養成施設 【単位:人】	各県合計 【単位:人】	全体に占める割合 【単位:%】
長野県	0	1,218	1,218	1.630%
富山県	0	420	420	0.562%
石川県	0	860	860	1.151%
静岡県	0	843	843	1.128%
愛知県	2,440	3,132	5,572	7.457%
岐阜県	0	1,060	1,060	1.419%
三重県	0	820	820	1.097%
福井県	0	310	310	0.415%
滋賀県	300	340	640	0.856%
京都府	560	1,260	1,820	2.436%
大阪府	1,570	4,075	5,645	7.554%
兵庫県	600	1,680	2,280	3.051%
奈良県	0	290	290	0.388%
和歌山県	0	200	200	0.268%
鳥取県	0	260	260	0.348%
島根県	0	390	390	0.522%
岡山県	0	1,000	1,000	1.338%
広島県	1,298	2,054	3,352	4.486%
山口県	160	720	880	1.178%
徳島県	0	420	420	0.562%
香川県	160	600	760	1.017%
愛媛県	200	820	1,020	1.365%
高知県	0	360	360	0.482%

	社会福祉士養成施設 【単位:人】	介護福祉士養成施設 【単位:人】	各県合計 【単位:人】	全体に占める割合 【単位:%】
福岡県	872	2,555	3,427	4.586%
佐賀県	400	640	1,040	1.392%
長崎県	0	500	500	0.669%
熊本県	240	640	880	1.178%
大分県	40	355	395	0.529%
宮崎県	140	734	874	1.170%
鹿児島県	0	840	840	1.124%
沖縄県	40	560	600	0.803%
合計	18,824	55,902	74,726	100.0 %

(案)

社援基発第 号
平成20年 月 日

各 ○○県 民生主管部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

平成20年度セーフティネット支援対策事業費補助金に係る
国庫補助協議について(介護福祉士等修学資金貸付事業
(都道府県が適当と認める団体実施分))

福祉・介護人材確保対策の推進については、平素からご尽力を賜り誠に感謝申し上げます。

今般、若い人材の福祉・介護分野への参入を促進するため、介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充を図るべく、平成20年度第2次補正予算案において、都道府県が適当と認める団体が修学資金の貸付を行う間接補助事業の枠組みを新たに創設する予定です。

つきましては、養成施設の定員を勘案した結果、本事業に係る貴県の配分額を _____千円としますので、当該国庫補助金の協議についてご検討いただき、当該配分額の範囲内において、別紙の国庫補助協議書を作成の上、平成21年1月16日(金)までに当課あて提出願います。

なお、別紙の国庫補助協議額について、補正予算計上がない都道府県においてはその見込(予定)額を計上願います。

【連絡先】

厚生労働省社会・援護局
福祉基盤課福祉人材確保対策室
資格・試験係：滝澤、工藤
TEL：03-5253-1111(内2849)
FAX：03-3591-9898

平成20年度介護福祉士等修学資金貸付事業国庫補助協議書（都道府県が適当と認める団体実施分）

都道府県名： _____
 所管部局名： _____
 担当者名： _____
 連絡先： _____
 メールアドレス： _____

1. 総括表

(単位：円)

	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A - B) C	基準額 D	都道府県補助基本額 E	国庫補助協議額 (=国庫補助所要額) F
介護福祉士等修学資金貸付事業 (都道府県が適当と認める団体実施分)						

- (注) 1 D欄には、当該配分額の上限の額を記載すること。
 2 E欄には、C欄とD欄とを比較していずれか少ない方の額を記載すること。
 3 F欄には、E欄の額に10/10を乗じた額を記載すること。
 4 F欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

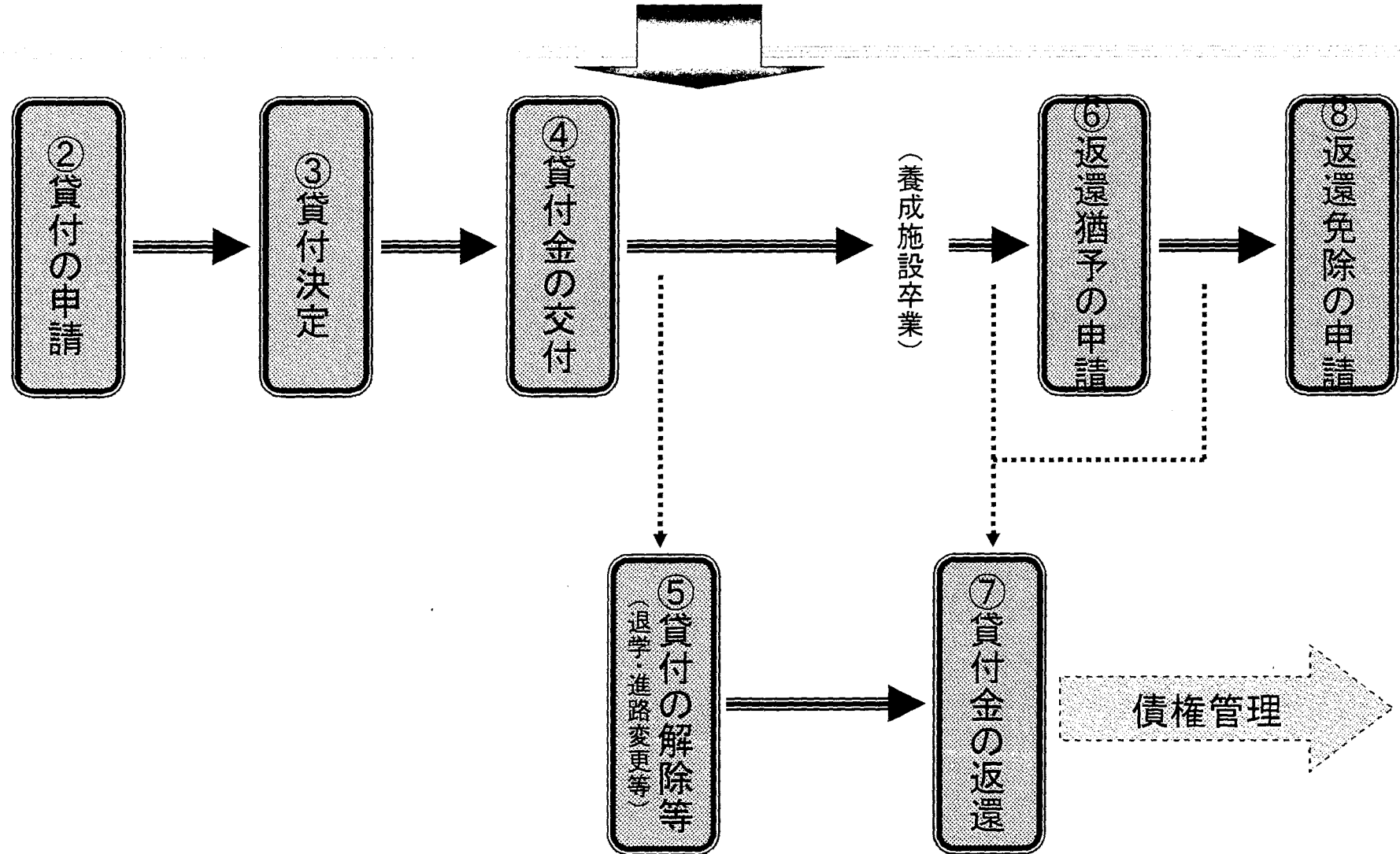
今後のスケジュール(案)

12月25日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国課長会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付要綱改正案の提示 ・ 貸付制度要綱（事務次官通知）改正案の提示 ・ 運営要領（社会・援護局長通知）改正案の提示 等 ○ 協議通知の発出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 配分枠の提示
～ 1月16日	○ 協議の締切り
～ 1月23日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 協議額の調整 ○ 配分枠の内示
2月上旬？ (補正予算成立後速やかに)	○ 交付要綱、貸付制度要綱、運営要領の発出
2月下旬	○ 交付申請
3月中旬	○ 交付決定

介護福祉士等修学資金の貸付 事務の概要について

貸付事務の全体像について

①事前準備(養成施設への周知等)



貸付事務の具体的内容(参考例)について

1. 事前準備について

- 本事業の実施主体は、都道府県の区域内における養成施設の状況を踏まえ、当該年度における貸付対象人数や貸付総額等の内容を盛り込んだ貸付計画を策定し、都道府県の承認を得ること。
- 貸付計画の内容を踏まえ、養成施設や借受希望者に対する募集要綱、わかりやすいパンフレット等を作成するとともに、養成施設の事務担当者を対象とする説明会や借受希望者を対象とした説明会を開催するなど、本制度の周知に努めるものとする。

2. 貸付申請について

- 借受希望者から貸付申請書及び養成施設からの推薦書(別添1参照)を提出させること。
- 貸付希望額が制度要綱で定める上限の範囲内であるかどうかなど、制度要綱等に照らして矛盾がないか、申請内容のチェックを行うこと。

3. 貸付決定について

- あらかじめ、養成施設ごとの配分枠を設定する方法や第三者委員会において審議を行う方法など、借受希望者の選考方法を定めておくこと。
- あらかじめ定められた選考方法に基づき、できる限り速やかに借受希望者に対する貸付決定を行い、貸付決定を行った場合には、借受希望者に対し、貸付決定通知書を送付すること。
- 貸付決定を行った者については、借受人の氏名、貸付決定日、貸付予定額等を貸付台帳（別添3参照）として整理しておくこと。

4. 貸付金の交付について

- 学生の利便性に配慮しつつ、あらかじめ、月払い、分割払い等の貸付金の交付方法や支払期日を定めておくこと。
- あらかじめ定められた交付方法等に基づき、借受人へ遅滞なく貸付金を交付すること。
- 月々の交付額は、貸付台帳等において適切に管理しておくこと。
- 貸付金の交付が完了後、借用証書（別添2参照）を提出させること。